

に研究會、地区オルグ會議等を開催してその非法目的を説示し居り、又其の發行文書の如きも常に発禁ならざる程度に於て全勝の立場より大衆をアジプロし來れり。

而して本組合の主要勢力は名古屋市がその中心なるが、其の外三重縣下に桑名支部あり、又岐阜縣下には内鮮融和団体たる正和會の高山線支部内にその影響下分子を獲得して策動し居れり。

(2) 全評神戸地方協議會書記局

全評神戸地方協議會の堀川一知、矢野英雄、奥田宗太郎、岡田貞治等の極左分子は、昭和十一年五月頃より全評の指導精神を固守する役員とは別當なる秘密書記局を結成して、其の指導

权把握のお策動し來りたるが、全年八月中旬此の秘密書記局を以て、「コミニテルンの新方針に基き党的仕務を遂行するおの機関たらしむること」を申合せ、爾來毎週火曜日を定例會として會合協議の上策動し來れり。

實際運動としては主として國際通信の指示に基き反ファシズム人民戦線の樹立を目標に、社會大衆党に策應し、或は労働組合の全的合同を策し、其へ他各種の日常斗争を通じて大衆の獲得に努め來れり。

(3) 全評芝地区分会

全評東京合同労働組合員加藤太郎、唯物論研究會員大山光三法大學消委員たりし岡野三郎を中心とする共産主義研究グル

フは、法大生鈴木昇太郎を中心とする共産主義的グルーフと合
同して昭和十一年十月全評東京合同労働組合芝地区分会を結成
したるが、翌十二年二月初旬には、右の中心分子のみを以て（
全評本部は勿論、一般組合員に対し秘密とする）秘密執行委員
會を組織し、其の運動方針として次の諸事項を協議決定せり。
一、芝地区分会々員は、表面全評組合員たることを假裝し、大
衆を日本共産党支持へ統一すべく努力すること。
一、活動は主として口頭に依リファッショ反対を中心アジフロ
すること。

一、党との連絡なりたる場合は秘密執行委員全員之に入党する
こと。

尔來花見會、無盡會、見學會、飲み會等の方法を以て、東京市

役所、日本微兵、伊勢丹、安達電機、ラヂウム製藥、河合製藥工場等に策應し、從來最も困難視せられたるサラリーマン層の獲得に努めたり。而して芝地区分會同様の方針を以て、更に丸の内分會、板橋分會等を結成し、東京市に対する算上斗争伊勢丹争議等を指導し來れり。

(4) 全評内の統一懇談會

警視庁管下に於ける極左分子長島乾司、井草けい、山城仁助外十數名の分子は、昭和十一年三月頃より、コミニテルンの新方針に基き労働組合の戦線統一を圖るべき之に際する懇談會を開催し來れり。其の結果「コミニテルンの新方針を実践する当には先づ合法組合に潜入して其へ革命化を圖るべきである」と

の結論に到達したる為、爾來全員全評に加盟して當時問題とな
り居りたる労農無産協議會を中心とする新党問題に關し、内部上
リ之に反対し、社会大衆党を中心とする統一戰線を提唱し、又
一方昭和十年五月頃よりは、其の中心分子四五名を以て党再建
の爲の研究会を開催し、之を党組織の母体たらしむべく策動し
來れり。

七 合法農民組合を擬裝若くは利用したるもの

(1) 北日本農民組合青年部

北日本農民組合南部地区書記遠藤元治を中心とする非合法分子は、本組合内に青年部を確立して之を以て党的非合法目的に向つて活動せしむべく企図し、昭和十一年八月「寄生土地の無償沒收」「ソヴィエト同盟の擁護」「労働者農民のソヴィエト政府樹立」等の不穏矯激なるスローガンの下に南部地区青年部を確立せり。

然るにその後コミニテルンの方針を知るに及ばず此の青年部を反フアツシヨ人民戦線へ推進力たらしむべく企図し更に龜田地区葛塚地区の意識分子に策應し之等三地区を基礎として「北日本農民組合青年部結成準備會」を組織し専ら農村青年の左翼

化と之が獲得に努め來れり。

(2) 埼玉、千葉、茨城縣下の全農分子を中心とする人民戦線グループ

埼玉縣下に於ける全農全會派分子田島貞衛、同澁谷貞輔等は、米國共產黨關係印刷物に依り人民戦線運動に向する方針を知るに及び昭和十一年一月頃より埼玉、茨城、千葉各縣下の全農組織を中心に統一戦線を樹立すべく策動せり。即ち先づ埼玉縣下に於ては全農全會派と總本部派との合同を策し、之が合同運動を通じてコミニテルンの方針たる人民戦線運動をアピロシス或は昭和十二年三月八埼玉縣本庄町々會議員選舉に際しては其の中心人物田島貞衛を立候補せしめ、「埼玉のカタロニヤ本庄

町議戦を斗ひ取れ」「反ファアツヨのぬに自治体を民衆の手に」「人民の自由と幸福のゆき」等の人民戦線に干するスローガンを掲げて運動し、又昭和十二年十月には農村文学研究會「あしあと社」の組織を計劃して、之が機関紙を通じて反戦意識を大衆に浸透せしむべく企図し、一方茨城千葉両県下に於ては全農千葉縣聯幹部山口武秀、伊藤武次を中心とする人民戦線グループあり、之等はコミニテルンの方針に基き小作争議の指導及西爪の縣営検査反対運動を通じて人民戦線運動をアグロ口し來れり。

八 合法文化団体並同人雑誌の形式に依るもの

(4) 日本政治経済研究所

警視庁管下の左翼分子立花敏雄、吉村亮太郎、大谷此佐治、城戸武之、居長英三郎等は、昭和十年十月⁷、党及其の外廓団体の重建運動に資料的反省を共へ、又大衆を資料的に啓蒙煽動せざるでからず、^レ小岩井津を所長として日本政治経済研究所を創立せり。尔来、大衆の政治経済^レ政經ニユース^レ等を発行配付しあ時事問題を中心^レに理論的啓蒙活動をなし來りたるが、昭和十一年四月頃より党中央重建の中心分子と連絡して尋ねる全黨の人民戰線運動をアゲ^レロし、以て其の目的遂行の爲活動し來れり

昭和十年四月頃より所謂勞農派に屬する加藤勘十、高野實一派々、所謂正統派の小岩井洋、内野壯児一派が合同して超党派的勞農雜誌「⁷勞幼雜誌」を発行し表りましたが、小岩井、内野一派は昭和十一年二、三月頃よりは党中央重建の分子²策動にて尋う党中央重建の方針たる社會大眾黨を中心とする人民戰線の確立をアゲ⁷ロ⁷レ東れり。即ち社會大眾黨と對立する無產政黨の結成乃至存在は人民戰線運動の方針に反する分裂的行為なりと主張して勞農無產協議會の結成に反対をアゲ⁷ロ⁷セ⁷ルか、更に其の方法として勞農無產協議會の有力母体たる東京交通労働組合を自派影響下に獲得することに依つて之の目的を達成すべく、労幼雜誌社の名義人により労働中央委員たる妹尾義郎の選舉運動（昭和十一年六月の）を通じ或は

東交組合員を糾合して城北勤労市民俱樂部を結成して之を社大
党に入党せしめ、其の他東交内分子の會合を利用して極力勞働
反対、無產政治戰線の統一をアシストし奉れり。

③ 其の他の文化クルーハ

以上の外北海道には開拓地帶社、函館新世紀社、小屋社、ア
ロエス研究會等を中心とするクルーハ、青森縣下には東北文學
社を中心とするクルーハ、警視庁管轄下には「地方文化」、「新協
創園」、「五月會」、「次元」、「待」、「星座」等の左人雜誌クルーハ
ア、牛島縣下には「房總文學」を中心とするクルーハ、京都府
下には「クリアル」を中心とするクルーハ、兵庫縣下には「金星
社」、「友愛俱樂部」を中心とするクルーハ、香川縣下には文學

国体レを中心とするグルーフ、福岡縣下には、飯塚映画觀賞会レ、極光同人社等のグループあり、之等は孰れもコモンテルンの新方針に基き、反ファシズム人民戰線の樹立を中心としてアピロし來りたるものなり。

九 海上労働者並プロエヌ国体に依る國際連絡グルーフ

11 海上労働者に依る國際連絡

曾て全協に關係ありたる兵庫縣下の海上労働者河合實、増田正男、岡本明友、松本正平、石井勇等の極左分子は、昭和十一年秋コモンテルンの新方針を知るに及び、之が方針に基き海上に於ける労働運動を指導すべく、前記分子を以て海上共產主義グルーフを結成せり。

尔東海上労働組合の戦線統一と其の左翼化を目標に種々策動する一方、アメリカ共産黨の某と連絡し、之に対し海上通信の発行資料として我國に於ける海上労働運動並左翼運動の状況を報道すし、某よりは數回に亘り運動資金を受領し居りたり。

(2) フローレタリヤエスアランテに依る國際連絡

日本フローレタリヤエスアランケスト同盟の解体後(事實上)
此等分子は、神戸に於てはマルシユ社、愛知に於ては木木口一社、
大阪に於てはフラーント社、岡山に於てはアミーコ社、米子に於ては
マーヨ社、京都に於てはフロエス研究會等の地方的グループを
結成し居りたる外、此等グループは最近、共産主義運動抬頭
の氣運に乘じ共産主義運動の國際連絡をなし運動の發展に資
すべく企圖せり。而してユーミンテレンの外鄭田体たる國際エス

ペランカスト同盟並其の他の支部と連絡して国外に於ける
共産主義運動に関する報道を受け、一方国内の政治経済
社会等の諸問題並社会運動の状況を報道し、更にスベイン
の人民戦線派を支持する目的を以て運動資金を送付し、又
国内的には「エス譜」を通じて党中央の影響と大衆に反映せし
むべく努力來リ。

一、社会大衆党を擬裝若くは利用し得るもの
アメリカ共産党中央印刷所は我国に廣汎なる人民戦
線を結成する爲には先づ社会大衆党を中心として結成
すべき旨指示し來りたる所、党中央重建準備委員會
を初め正統派分子は總てこの方針を以て活動せり。

其の結果今回候舉參表せる分子中にして、人民戰線結成の爲社大黨に摻入したる者四七名、黨外より策動したる者六六名を算する状況なるが就中社大黨岡山支部聯合會の如きは、全く正統派極左分子が右方針の下に結成したるものなり。

即ち岡山縣下の極左分子岡田弘、片山秀彦、松崎久馬次、本田鴻輔等は昭和十年夏頃ヨリユミンテルンの新方針が判明するまでの方法として全評岡山一般労働組合に加入し居りたるが、之の後ヨミンテルンの新方針を知りに及び全評倉敷労働組合との合同を實現せしめ、是の幹部となり、尔來之等組合を人民戰線樹立、戰爭反對を目標として指導せり。而して更に其の後國際通信に依り、日本に於ける人民戰線運動は社大黨を中心として結成すべきであるとの指示煽動を受くるに及び、尔來

岡山消費組合理事 塩田寅雄、全農岡山縣書記白井憲一、新興
佛教青年同盟岡山縣聯委員長辻孝平等^等糾合し、全く合法を擬裝
して社大黨岡山支部聯合會を組織せり。

而して其の政策中に反フアソシヨ人民戰線の樹立を掲げ、或
は國際通信其の他の非合法文書の回讀をなし、或はプロエス語
を通じて国外と連絡する等率う人民戰線運動に狂奔し走りた
る所なり。

昭和十三年二月五日以降於擧取調査表
(昭和十三年四月末現在)

昭和十一年二月五日以降檢舉取調表（署未現左）

警保局保發第五三號

昭和十三年五月二十日

內務省警保局保安課長

警視廳特高部長
各廳府縣警察部長 殿

治安維持法違反事件、新聞記事

差止解除二關スル件

標記件二關レテ五月十七日付警保局保發甲第一。

辨ヲ以テ警保局長ヨリ通報之ニ二關スル資料ヲ送

付シタル次第ナルガ事変中、發表ナルコトヲ特ニ考
慮シ事件、具体的の内容、説明資料（参考、取調
状況、乞）ヲ別紙、通り改メ候承御丁知相成度
尚發表ニ際シテ、事変中ナルニ鑑ミ事件ヲ誇大ニ報導
ニテ國際關係ニ悪影響ヲ招来スルコト、ナキ様
新聞當業者ニ對シ特ニ懇諒注意セラレ度

秘

昭和十一年五月
以降検挙亡る
治安維持法違反事件に關し
新聞記者に対する説明資料

目 次

- 一、コミニンテルンの我國に対する積極的策動
- 二、党中央重建準備委員會
- 三、日本労働組合全國協議會の重建運動
- 四、新興佛教青年同盟
- 五、共產主義秘密グループ
- 六、合法國體を利用して若くは擬裝して策動したるもの

以
上

一 三 五 七 八

一 コミンテルン、我國に對する積極的策動

コミニンテルンが第七回世界大會に於て、

反ファウ

シヨ人民戰線の樹立をその中心目標とする新運動方針を
決定すると共に之が運動について、特に歐州に於ては独逸
ポーランド、東洋に於ては日本をその主要斗争目標國として、
之等の國々に對して積極的斗争を決議せらるゝが、尔來我國に對
しては、アメリカ共産党關係の邦字宣傳印刷物を多數送付
して、その新方針の指示煽動に努むると共に、一方に於ては、ロシア
に於ける東洋共産大學卒業の邦人共産主義者と我國內
に密派して黨再建の策動をなしましむる企図した。

即ち先づアメリカ共産党關係の邦字宣傳印刷物に係る
策動を見るに、その印刷物の種類は、國際通信、同パン

フレット、太平洋労働者、太陽、パンフレット、海上通信、太平洋
新報、極東反戦ニュース等にして、その数は國內にて登記せられ
たるより、ナシテ、一年平均約一千部、多きを算する、状況

而して之等印刷物は單にコミニンテルンの指令を傳へるものた
リ非ならず、我國內に日常生起する政治、經濟、社會等
の凡ゆる問題を促へ極めて具体的に實際運動の指示を與
つゝあり。迄て之等の印刷物は、恰も往年における日本共
産党並外廊諸國体の機関紙、命令書の役割をも軍一つ、あ
るやの状況たるが、之等印刷物は事に擬裝表紙を用ひ、一
見左翼宣傳印刷物に似たり、又國內送付は専て
は、或は信書の形式、或は人情出版物内に種入し、或は

我國船舶がアメリカ寄港の際々に投入、置去り、若くは容疑船員に批して國內搬入を企てる等、色々の技術的方法より完して其の差押取締を免まく努めつゝあり。

又コミニテルンは、第七回世界大會以降東洋共產大學卒業邦人共產主義者を國內^に潜入せしめて日本共產^{再建}其^の他コミニテルンとの連絡第鷹^仁富^士らしめんとし居る所、如く、昭和十年土月関東局於て元の名を檢舉せり。

該人物は廣島縣出身の小林勇と称する者にて、嘗てアトリカ共產^に關係し其後入露したる者たるが、昭和十年末コミニテルン日本代表たる野坂參^貳ノ一飯國後人民戦線運動を展開すべき上命を受け、モスクワ^ヲフランス、上海赴^キ由、一旦大連^に上陸後、國內^に潜入すべく上海

より大連に航行中、船内に於て密運者として登見せられ、大連上陸と共に隠を見て逃走したるが、昭和十一年十一月三十日関東局

の手にて検挙せられたる所。

而して関東局に於て取調べの結果、國內潜入後関西方面に於て活動する方針等、及之に關する諸種の具体的計劃あるやの模様等)し為、同年末大阪府に於ける柄、引締を要付。取調べの上之を送局せり。

二、党中央再建準備委員會

大阪地方に於ける極左非合法分子は昭和十一年三、四月頃より党関西地方委員會を結成し、更に同年六月下旬には之を「党中央再建準備委員會」に組織替をなしたが、その中央組織は

組織部長

和田四三四

財政、技術部長

奥林秀松

同

部員

辻村茂治

政治、AP部長

宮木嘉久男

同

部員

藤井英男

文化部責任者

芦田和一

調査係

桑原綠郎

レポート

吉橋小雪

ハウスキー・バー 岸場アサ子

率にして、その関係者は一年年末の検挙當時に於て、東京地方十二名、愛知地方二名、大阪地方七八名（内党员十六名）、京都地方三十一名（内党员五名）、兵庫地方十名、広島地方五名、岡山地方十名、福岡地方三名、愛媛地方一名を算する状況に在りたり。

而して本運動は日本共産黨の再建運動なる点に於ては從來の党活動と異なる所なきも、その實際活動に於ては、從來の如き形式的入党よりも、實質的活動に重きを置き、又その發行配付する文書は機関紙布旗の外は、「自定有利に收入を得る近道」夏季の好飲料「房生訓話生きる力」「黎明に戰ふ」等の擬裝表紙を用ひ、又後述の如く日本政治經濟研究所、労働雑誌社等

の合法擬農團体を利用して、党の方針を大衆に反映せしむる乙
とに努め、又社會大衆党を中心とする反フアツシヨ人民戰線の
確立を運動の中心目標に置く等、轍りコミニテルンの新方針に
基づ活動し来りたるものなり。

三、日本労働組合全國協議會の再建運動

全協中央部は昭和九年六月の検挙に依り一時潰滅したるが
翌七月松本幸重、渡辺榮郎等が中心となり東京に於て全協再
建委員會を組織して活動せり。而してその後コミニテルンの
新方針を聞知するに及び、直ちに之が方針に基き、反フアツシ
ヨ人民戰線の樹立をアゲブロし、又その組織活動に於ても、從
来の班分會の組織を排し、主として合法組合に全協の指導精

仰を反映せしむることに努力したる為、全協委員の數は増加せ
ざるも、その影響分子は漸次増加の傾向に在りたり。

尚其の他警視廳管下には全協日本通信、労働組合關係者の
蠢動あり。高知縣下に於ては昭和九年一月結成せられたる室戸
分會並竹林知郎を中心とする再建運動が蠢動し、又能本縣下
に於ては、昭和八年二月結成せられその後運動消極的と左り居
りたる全協國鉄人吉地区が、昭和十一年四月頃より再び積極的
活動を展開し居たり。

四 新興佛教青年同盟

新興佛教青年同盟は、昭和六年四月「佛國土建設」全既成集団「革新」現代資本主義反対組織を改革して當來社會の実現を期す」等の綱領を掲げて結成したる所なり。尔末様閑紙の發行配付、講演會、研究會の開催等を以て、或は佛教宗派の統一と既成教團の革新を叫び、或は佛國土建設の基礎工作として共同社會の実現を主張し、或は無產政黨、労働團體等に策應し來りたるが、殊にコミンテルンが反ファシズム人民戦線運動の方針を採用して我國に策應し來りや、直ちに機関紙を以て其の趣旨をアピロレ、又昭和十一年五月九日の第七回全國大會に於ては、其の運動方針として、特に國際主義、平和主義の精力的昂揚（特に平和主義の實質は軍備縮少

ヨリ(連篇)全度を理想とすと称す)各宗國アフアマレヨ化絶対反對等
を強調し、又同盟の中央委員長たる妹尾義郎は党中央再建準備
委員會の宣傳紙たる「勞働雜誌」署名人たる等、その行動は
極めて宿疑のよき所たり。

茲於て十二月五日の一齊檢舉に際し其を中心今予を檢舉
取調へたる處、

(1) 本同盟の綱領たる佛國土の建設は攘取乍々支配乍々人
格平等の佛教的共同社會主義の建設目的とするもの
なること、

(2) 運動の指導原理には佛教の「三皈禮」を採用し、第一の「自
皈依佛」に於ては教説尊の「般依讚仰を説き、第二の「自
皈依法」に於ては宣觀緣起の無我ノスムを強調して私有否定

を説き、第三の「自殺依僧」は衆議院後で立法、司法、行政其の他の國事を決定する政体即ち共和政体を意味するものであることを説き來りたること、

(二) 平和主義、強調、フアワシヨ及對外宣傳はコミニテルンの新方針をアキラムしたる所なり、こと、

等の事実、判明せり。

只本同盟は前述の如く其の目的運動方針の表現に於て、努めて佛教語を以て婉曲に之を説明し居る為同盟眞中に斯くの如き非合法目的を認識する限りと、此其に關し確然と認識する者との兩者存する状況をもつて、中心人物にして斯くの如き非合法目的を認識する者のみを治安維持法第1條違反として檢舉せり。

五、共産主義秘密グルーブ

尚以上の外党再建若くはその素地を作る目的を以て共産主義者の中の秘密グルーブを結成して活動したるものあり、その主なるものは名古屋の石川友左卫門を中心とするグルーブ、高知縣下の武村悌三郎を中心とするグルーブ、香川縣下の龜山幸三、田村文雄を中心とするグルーブ、秋田縣下の大槻喜一、仁平三郎を中心とするグルーブ、富山縣下の内鮮親愛會内グルーブ、静岡縣下の深沢喜一郎、吉波津英興を中心とするグルーブ、熊本縣下の松山秀雄を中心とするグルーブ、大分縣下の中村誠一、別所伸一、横田正稔等のグルーブ、沖縄縣下に於ける小學教員の社會科學研究グルーブ、警視庁管下の東大セツツルメント關係者のグループ等にして、更に兵庫縣下には海上労働者

のみのグループありて之等の分子は丘賀船員を利用してアメリカ
共産党関係者と連絡して策動し来りたり。

大合法團體を利用若くは擬裝して策動したるもの
合法労働組合を利用若くは擬裝して策動したるものには
警視廳管下の全評芝地區分會及全評内統一懇談會、愛
知縣下の名古屋合同労働組合、兵庫縣下の全評神戸地方協議會
書記局等あり、又合法農民組合を利用したものは新潟
縣下の北日本農民組合青年部、埼玉千葉茨城縣下の全農
を中心とする人民戰線タルーフ等あり、又合法文化團體
並同人雑誌、形体を以て黨の再建若くは人民戰線運動
をアゲフロし來りたるものには、警視廳管下に於
ては日本政治經濟研究所、労働雜誌社、地方文化、新
協劇團、街等あり、又北海道には開墾地帶社、函
館新世紀社、小屋社、フロエス研究會等を中心とするグルーフ、

千葉縣下には穿慈文學、京都府下にはフリ

アル」、兵庫縣下には金星社、友愛俱樂部、徳島縣下には文
藝團體「シシ」、福岡縣下には飯塚映画觀賞會、極光
同人社等あり、又プロエス語を利用して國際連絡をなす
りたるものには神戸のマルシユ社、名古屋のホーロー社、
大阪のフラート社、岡山のアミーコ社、米子のヨーヨ社、
京都のプロエス研究會及前述の函館に於けるプロエス研
究會等ありたり。

尚社會大衆党を利用し之を中心としたる人民戰線を結
成すべく策動したることは今回檢舉せられたる團體ク
ルーフの殆んど全部なるが、就中社大黨岡山支部聯合會
の如きは全くその方針を以て結成せられたるものなり。

甲乙ノ種別

丙

26

時
間

決判

月

日

文書課長

施行

月

案起

昭和十三年五月二十日

付局受

月第

日號

局送

月

日

主查圖書課長

事務官

印

印

大臣

理事官

印

次官

第一電報案

年月日

警保局長名

各警視總監
各廳府縣長官(除東京府知事)一宛

新聞記事

取締

二關スル件

昭和八年十月二十六日附通牒 / 满洲

二六

内務省

内
務
省

合		第	第
議		號	號
送受	送受	送受	送受
月日	月日	月日	月日

國ニ於ケル文通等ニ關スル記事一覽止中
鉄道總局ニ於テ計畫シタル自動車道路

ハ滿洲國政府ニ於テ計畫シタルモノト見

做レ爾今記事掲載支障ナキニ付

干闕スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度
ニ關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

懇談告警

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度
之ヲ解除不此旨管下各社ニ通達相成度

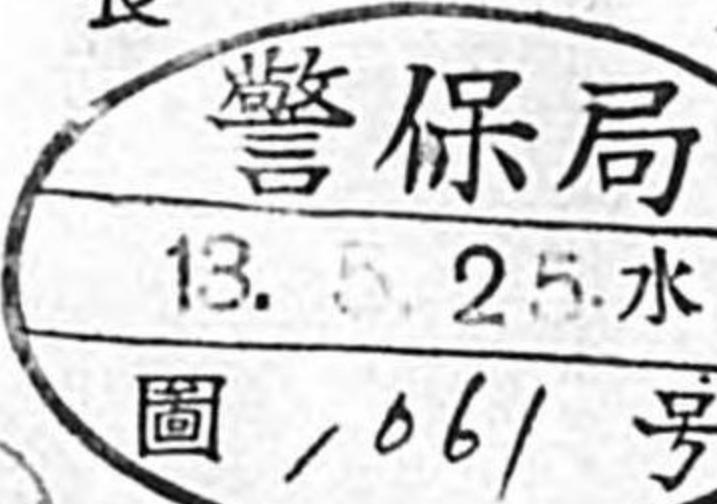
朝圖秘第一一七八號

昭和十三年五月二十一日

圖書課長

朝鮮總督府警務局長

事務官



殿

口裏ニ電報アリ
別添起案ノ通り手配シ
既観

新聞記事取締ニ關スル件

本日左ノ通新聞紙發行地所轄道警察部長ニ對シ電報セリ爲念

記

昭和七年三月十四日附通牒滿洲國ニ於ケル交通政策ニ關スル事項中鐵道總局ニ於テ計畫シタル自動車道路ハ滿洲國政府ニ於テ計畫シタルモノト見做シ爾今掲載差支ナキニ付此旨各社ニ示達相成タシ

甲乙ノ種別

丙

27

決判

月 日 文書課長

施行 月 月 日

案起 昭和十三年六月三日

付局受

月第

日號

局送

月

日

主査圖書課長

警保局長

事務官

理事官

大臣

次官

第一電報案

年 月 日

警保局長名

各廳府縣長官(除東京府知事) 警視總監

宛

昭和十一年六月二十五日附通牒ノ陸軍

新聞記事 取締 二關スル件

合		
第 號	第 號	第 號
送受	送受	送受
月 日	月 日	月 日

ノ丘團編制、改變等ニ聞スル記事

差止ニ付六月四日官報ヲ以テ飛行集

團司令部今ニ開レ左記ノ通り發表ノ

ル旨為念

ニ關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

懇談告警

ニ關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

内務省

左記

別紙
旅費印鑑共

圖書課長

事務官

理事官

陸軍省發表

六月三日
新開班

文化
ノル



六月四日官報ヲ以テ飛行集團司令部令ノ變表アル等

飛行集團司令部令

第一條 飛行集團長ハ陸軍中將ヲ以テ之ニ親補シ 天皇ニ直隸シ部

下航空部隊ヲ統率ス

第二條 飛行集團長ハ部下航空部隊ノ練成ニ付其ノ責ニ任ズ

第三條

飛行集團長ハ部下航空部隊ノ動員計畫ヲ監督ス

第四條 瘦疾其ノ他非常ノ場合ニ際シ飛行集團長ハ一時其ノ部下航空部隊ヲ移動セントスルニ當リ急チ要スルトキハ之ヲ實行シタル後直ニ陸軍大臣、參謀總長ニ報告シ關係師團長ニ通報スペシ

第五條 飛行集團長ハ軍政、人事及航空兵科専門教育ニ關シテハ陸軍大臣、動員計畫及作戰計畫ニ關シテハ參謀總長、教育一航空兵科専門教育ヲ除クニ關シテハ敎育總監ノ區處ヲ承ク

第六條 飛行集團長ハ隨時部下航空部隊ヲ檢閱シ毎年概木軍隊教育

ノ終ニ於テ検閲ノ實況及意見ヲ奏上シ且陸軍大臣、參謀總長及教育總監ニ報告スベシ

第七條 飛行集團司令部ニ左ノ各部及飛行班ヲ置ク

一 參謀部

二 副官部

三 兵器部

四 經理部

五 軍醫部

參謀部及副官部ヲ合シテ幕僚トス

兵器部、經理部及軍醫部ノ組織權限ハ別ニ定ムル所ニ依ル

第八條 參謀長ハ飛行集團長ヲ輔佐シ飛行集團長ニ對シテ事務整理ノ責ニ任ズ

第九條 幕僚ノ各將校ハ參謀長ノ指揮ヲ承ケ各自擔任ノ事務ヲ掌ル
第十條 飛行班ハ參謀長ノ命ヲ承ケ飛行機ヲ以テヘル指揮、連絡等

ノ業務ニ從事ス

第十一條 准士官、下士官及判任文官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務又ハ技術ニ從事ス

第十二條 各部長ヨリ飛行集團長ニ具申スペキ事項ハ豫メ參謀長ニ開陳シ其ノ承認ヲ承クベキモノトス

附 則

本令ハ昭和十三年六月十日ヨリ之ヲ施行ス

第二電報案

年月日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東局警務部長

樺太廳警務部長

宛

滿洲國治安部警務部長

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同ジ

甲乙ノ種別

乙

區 分	受信者名	發 信 月 日 時	取扱者名	日 月 付 及 號 省
警 視 電 話		月 日 前後 時 分		
大 阪 府 電 話		月 日 前後 時 分		
愛 知 縣 電 話		月 日 前後 時 分		
各 廳 府 縣 電 報		月 日 前後 時 分		
各 殖 民 地 電 報		月 日 前後 時 分		
東 京 電 信 局 電 話		月 日 前後 時 分		

案起

昭和十三年六月二十九日

付局受

月第

日號

局送

月

日

決判

月

文書課長

施行

月

日

大臣 次官 警保局長 事務官 理事官

第一電報案

警保局長名

警視總監 各廳府縣長官(除東京府知事)一宛

年 月 日

新聞記事 差止 二關スル件

昭和十一年四月一日 附通用牒ノ海軍

備註

二八

客

合		
第 號	第 號	第 號
送受	送受	送受
月 日	月 日	月 日

ノ官制其ノ他諸制度ノ改正ニ關スル記

事差止中「當分ノ間海軍省發表」

ノ下ニ「官報ニテ公布シタルモノハ海

軍省發表ト見做ス」ヲ追加スルニ付

キ闘ヌル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

キ闘ヌル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

警告
懲罰

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

(外字紙ヲ除ク)

第二電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東局警務部長

樺太廳警務部長

宛

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同ジ

内務省警保局



官房機密第三四七二號

昭和十三年六月三十日

海軍省副



内務省警保局
拓務省電務局
省管務局
—御中

新聞記事差止ニ關スル件照會

昭和十一年官房機密第八二九號照會ニ依リ同年四月一日内務省差止第五
十四號（昭和十二年十二月三十一日現在新聞記事差止關係事項調第十二
號中差止番號第二三號）ヲ以テ新聞記事差止中ノ海軍官制、官階、職階

海軍

竝ニ分限及服役ニ關スル制度ノ改正ニ關スル件中當分ノ間海軍省發表ノ
下ニ「（官報ニテ公布シタルモノハ海軍省發表ト見做ス）」ヲ追加ノコ
トニ御取計相成度

（終）

區 分	受信者名	發 信 月 日 時	取扱者名	日 月 號 省 及 受 付
警視廳電話		月 日 前後 時 分		
大阪府電話		月 日 前後 時 分		
愛知縣電話		月 日 前後 時 分		
各廳府縣電報		月 日 前後 時 分		
各殖民地電報		月 日 前後 時 分		
東京遞信局電話		月 日 前後 時 分		

案起		決判	月 文書課長	施行	月
		昭和十三年 六月三十日	付局受	月第	日號
			局送	局送	月日
大臣	警保局長	主查圖書課長	事務官	理事官	官印
次官					
年 月 日	第一電報案				
警視總監 各廳府縣長官(除東京府知事)一宛	警保局長名				

新聞記事 差止 二關スル件

昭和九年三月十日附通牒ノ海軍兵器

議合		
第號	第號	第號
送受	送受	送受
月月	月月	月月
日日	日日	日日

機関並船体係る各種實驗=閥スル差止並ニ

昭和九年六月十六日附通牒、海軍、於ケル艦船

ノ建造改裝ニ關スル差止ヲ左ノ通改訂

ス此ノ上日來ル七月一日附ヲ以テ

(外字紙ヲ除ク)

ト關スル記事ノ一切之ヲ新聞紙キ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

懇談告警

ト關スル記事ノ之ヲ新聞紙キ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

之ヲ新聞紙キ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社キ通達相成度

合議		
第號	第號	第號
送受	送受	送受
月日	月日	月日

機関並=船体ニ係ル各種實驗ニ關スル差止並ニ

昭和九年六月五日附通牒、海軍、於ケル艦船

ノ建造改裝ニ關スル差止ヲ左ノ通り改訂

ス此ノ上日來ル七月一日附ヲ以テ

(外字紙ヲ除ク)

ニ關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

(懇談告白)

ニ關スル記事ト之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

記

海軍ニ於ケル左記事項ニ關シテハ之ヲ推知シ得
ル事項ト雖モ海軍省ヨリ發表スルモノノ外一
切新聞紙ニ掲載セザル様

記

一、艦船建造計畫ノ内容（方針、艦種、隻
數）及實施ニ關スル事項

二、航空機充實計畫、内容（方針、機種、

機數）及實施 = 開スル事項

三、軍備充實 = 開スル水陸施設整備計畫

、内容及實施 = 開スル事項

四、建造中及今後建造スベキ艦船、要目、性

能及建造工程 = 開スル事項

五、既成艦船ノ改装方針、時機及工事ノ内

内務省

容等、關スル事項

六、海軍兵器、機関並、船体（何レモ試製中）
（ノラ含ム）=係ル各種實驗、關スル事項

第二電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長
臺灣總督府警務局長

宛

關東局警務部長

樺太廳警務部長

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同ジ

秘

内務省警保局

官房機密第三四七一號

昭和十三年六月三十日

海軍省副



内務省警保局
遞信省電務局
拓務省管理局
——御中

新聞記事差止ニ臘スル件照會

海軍ニ於ケル左記事項ニ臘シテハ之ヲ推知シ得ル事項ト雖モ海軍省ヨリ
發表スルモノノ外一切新聞紙ニ掲載セザル様仰取計相成度

追テ昭和十二年十二月三十一日現在新聞記事差止臘係事項調第十二號

海軍

中差止番號第一一號及第一五號ノ差止事項ハ自然消滅ノコトニ御取計

相成度

記

- 一、艦船建造計畫ノ内容（方針、艦種、隻數）及實施ニ關スル事項
- 二、航空機充實計畫ノ内容（方針、機種、機數）及實施ニ關スル事項
- 三、軍備充實ニ關スル水陸施設整備計畫ノ内容及實施ニ關スル事項
- 四、建造中及今後建造スペキ艦船ノ要目、性能及建造工程ニ關スル事項
- 五、既成艦船ノ改裝方針、時機及工事ノ内容等ニ關スル事項
- 六、海軍兵庫、機関並、綱索（何れも既製中ノモノ）ニ依ん各施実務ニ海軍工廠及民間會社于ケル海軍關係作業ノ狀況並ニ工事ノ種類ニ

關スル事項

（終）

甲乙ノ種別

30

區 分	受信者名	發 信 月 日 時	取扱者名	日 月 付 受 號 省
警視廳電話	佐川	7月11日 前後2時22分	大木	
大阪府電話		月 日 前後 時 分		
愛知縣電話		月 日 前後 時 分		
各廳府縣電報		月 日 前後 時 分		
各殖民地電報		月 日 前後 時 分		
東京遞信局電話		月 日 前後 時 分		

案起

昭和十三年七月十一日

付局受

月第

日號

局送

月

日

決判

月文書課長

施行

月

日

月

日

大臣

警保局長

主査圖書課長

事務官

理事官

次官

第一電報案

年 月 日

警保局長名

警
視
廳
總
監
(除東京府知事)
各廳府縣長官
(大坂、支那、愛知、神奈川、福岡)

一宛

將來諸外國トノ間ニ行ハルルコトア

新聞記事 差止二關スル件

内務

三〇

合		
第 議 號	第 送 號	第 受 號
月 月 日	月 月 日	月 月 日

ルベキ クレジット（個人バーターヲ含ム）

設定ノ交渉ニ關シテハ當局發表以

外一切

警視庁管下、在ナハ主要左清雜誌及締合雜誌社
大阪府管下、在リテ主要至清雜誌社ヲ含ム

（主要日刊）

干關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

干關スル記事ト之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

警
告
外
字
紙
除
く

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度
之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ通達相成度
之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

第二電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長
臺灣總督府警務局長

宛

關東局警務部長

樺太廳警務部長

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同ジ

金畫院
卷第
二五三號
昭和十三年七月四日

昭和十三年七月四日

企畫院次長 青木一男



内務次官 館 哲二殿

クレジット輸入ニ關ニ新聞記事
掲載禁止ニ關スル件

現下立於ナル物資需給ノ困難ナル實狀打
聞ノ為ニハクレジット輸入ニ關ニテモ政府ト

シテ特ニ考慮、要アル處本件ニ關シ珠
ニ想像ヲ加ヘテ新聞ニ發表スルトキハ單
ニケレゲット、成立ニ障碍アルノミナラズ、國
際關係ニモ悪影邊日ヨ及ボスコトトナルベキ
ヨ以テ之ニ關スル記事ハ一切掲載ヲ禁
止セラレ候様御配慮相頗度此段中
進候也

手配票

香川	廣島	石川	新潟	北海道	宮城	福岡	愛知	大阪	警視廳	通牒先	通牒日時	氏受信者名	取扱者印	電話通報先	通報日時	氏受信者名	取扱者印	
月 日前 時分	月 日前 時分	通牒	月十一日後又時22分	清水	大石	東京都市遞信局	一〇〇五番	憲兵司令部	警電									
										發信	日 前 時 分							
										報	月 後 時 分							
各殖民地當該官	各廳府縣警察部長	發信先	電報手配	貴族院委員課 村北	衆議院速記課 木鈴	拓務省警務課	內閣情報部	東京都市遞信局	通報	日時	月 後 時 分							
		發信日時	配	銀座 四一二三番	銀座 三八九〇番	至五、一三一九番	省內電話 五四〇番	直通電話又ハ 赤坂三六七番	通報	日時	月 後 時 分							
		後又時22分								取扱者印								
	若松																	

佐藤
七月十一日後又時22分
新潟
北海道
福岡
愛知
大阪
警視廳
通牒先
通牒日時
氏受信者名
取扱者印

(若松)

月送受及號局議合									日月付受及號局管主	
第	第	第	第	第	第	第	第	第		
號	號	號	號	號	號	號	號	號	送受	送受
送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	月月月月月月月月月月	月月月月月月月月月月
月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	日日日日日日日日日日	日日日日日日日日日日
警視廳檢閱課長									丙	
大坂、兵庫、愛知、神奈川、福岡									案起	
各廳府縣特高課長									昭和十三年一月十三日	
④備考 警視廳 大坂、兵庫、愛知、神奈川、福岡									施行	
以外、各廳府縣ニ在リテハ記事取締上参考ニ									月 日	
差止内示第五号									主任	
内務省警保局圖書課長									司理事官	
圖書課長									大	
司理事官									司理事官	
司理事官									司理事官	

資セラレ度

日	第	第
號	號	號
送受	送受	送受
月日	月日	月日

新聞記事差止事項、内容内示ニ関スル件

本月十一日附通牒、将来諸外國トノ間ニ行ハル

ルコトアルベキクレデツト設定、交渉ニ關スル

記事差止、表示事項左記ノ通ニ有之候

記

一、記事差止ヲ為シタル趣旨 理由正書院依頼

政府ニ於テハ長期應歟對策トシテ軍事資材其，他物資ノ輸入ニ關シ種々考究ヲ重不ツツアルガ^諸物資ノ輸入ニ關シテハ現下^⑩於國ノ國際收支，關係ヨリシテ諸外國トノ間ニケレゲット設定ヲ緊要トシ政府^自又ハ個々ノ民間會社ヲシテ極秘裡ニ之ガ工作ヲ進メツツアリ中ニハ右ノ文書相当進呈シ近ク契約成立ヲ見ントスルモノ

モアル状況ニシテ若シ此半，事實ヲ暴露セラルニ於テハ

一部④外國側日本妨害ヲ誘致シ一面國內的的即的的策動

利權屋，跳躍トナリ而重大障害ヲ生ゼシムル

虞アルニ依リ記事差止ヲ為シタリ。

二、差止關係字句，說明（高垣寅次郎編商業經濟辭典=依ル）

(イ) クレジットの設定——セッティ [Opening of credit]

金輸出解禁をヨシ、又は金本位國が其貨幣制度を擁護する

為には相当の資金が必要であるが、この資金不足の為、或は又資金があつても経済上の理由から國家幣制の動搖を来た恐れある時、該國政府は他國政府或は財閥に将来の一定短期間を限つて一定の限度までの資金の融通を仰ぐべきことを豫め契約することが多い。之をクレジットを設定すると云ふ。設定したのクレジットに対しては手数料を拂へ、更に現実に使用した金額に対しては利子を支拂ふ。

(口) バーテー・システム [Barter system]

求償貿易と譯される。バーテー・システムの語義は貨幣の媒介

セオ物々交換制であるが、今日普通にふ所のバーテー・システム

はこの意味での物々交換制ではなく、貿易統制の一手段としての

交換貿易制である。この制度は二國の貿易收支の均衡を保つ

ために貿易統額について行はることもあり得るが、普通は特

定の商品について数量を定めて貿易する場合が多い。例へば

日本は印度より棉花一五〇萬俵を輸入し、之れに對して印度は日本より綿布四億ヤードを輸入すると定むるの類である。バータシステムの行はるる場合には、(一)為替管理のため貿易代金の決済を行ひ難いので商品現物を以て之れに充てる場合、(二)入超國が入超先の相手國に対して一定商品の輸入を求償する場合、(三)また外國の現状におけるが如く、外國が邦呂の進出に壓迫を加ふる場合に、これと緩和する目的を以て協定する場合がある。

づれの場合にあっても貿易商業者に損失を被らしめてはバク
・システムを促進することができまいから、この取引によつて利益を

齎すやうに貿易の條件を誇張しなければならぬ。これが義には

関税を調節し、運賃を補給し、または價格を補償するなどの

促進策を探る必要が起ることもある。

三、訳事取締、重上矣

(文書、当事者

例へバ 莓國ノ〇會社、〇國ノ〇會社等 國名會社名ヲ

明示スルモノハ勿論 全部伏字トシテ 如キモハ一切 苟モ支歩当事者ノアルコトヲ唯知セシムガ シテスモノト虽モ取締ヲ要ス

(口) 支歩ノ内容

物資品名、金額、数量、期間、支拂、物資引渡し方法等一切

(ハ) 支歩進捗、状況

(二) 支歩、結果

以上之ヲ要スルニ支歩ヲ為シ又ハ為サントシツツアルヤノ記事ハ

諸外圖上

一切取締ヲ要ス

尙外電革ノ記事モ取締ヲ要ス

四、記事掲載差支ナキ例

(1) クレジット設定ニ關スル個人的意見ハ差支ナシ

(2) 具体的、文書問題ニ關係ナク政府当局ニ於テクレジット

設定ニ關シ考究中又ハ例ヘバ英國ニ於テハ対日協力ヘノ

機運濃厚トナリ対日クレジット設定ニ應ズル、用意アリト

内務省

報ズルが如キモノハ大体不問ニ附スル見入ナリ

(八) 國家間ニ於ケルベーゼー契約ハ差支ナシ

道府県
6月30日
夕刊版

都 新 聞

警保局長
圖書課長
事務官



事變の解決を目指し 英・對日接近策に焦慮 蔣の下野、クレーティツト示

圖書課

近時、英米の内閣の幹部と共に事務は最後の段階に突入し、英米、佛を主導とする列國の謀心は早くも事變終焉、賠償收支の問題に集中しつゝあるが、就中英國は別國に先んじて漢口及び東京を中心として華南、華北を開始した。上海に在つてわが出先は極端に打撃したカーテン委員大使はホール・ペッチ氏を從へ廿八日エラフレス・オブ・ニイシア號で急遽香港に向ひ直に日本に飛ぶが、その目的は既に領事館に見送して英國の長江一帯に有する貿易権に關する事後協定に和平を中心とする賄賂の下野外遊に關する意向を示すと解されて居る。又一方東京に於ける子垣、クレーティツト會議はその後も引きつゞいて行はれ、各公使及び外務省の幹部にクレーティツト議定などの具體問題にも入る検討と云はれる。即ち英國は日英通商協定以來商標保護の建前から現地を中心とした日英通商を必要とし、日本がクレーティツト議定の範囲に屬する用意を現し、同時に法的根柢を取ることを指摘してゐる模様である。かくの如き英國の方針に對し我が方は極めて慎重なる態度をとり外務、大藏、陸、海軍方面は尤々檢討を行つた上五相會議に上申するものと解せられるが、英國が調停等に名を繰り株東に於ける税金の増税問題に關しては、其の立場が確はれてゐる。寫真上空域外相、下クレーティツト英駐日大使)

新聞
圖書課
事務官

警保局長
圖書課長
事務官

東京夕刊新報



瑞典率先して日本にクレデツト設立

圖書課

英米は固より佛國も和蘭も白耳義も國際聯盟の申合せを守り、日本は外債聚集中に應じないばかりか、民間でクレデツトを設定しようとしても婉曲に

謝絶

して金を貸さない。所が唯一國だけクレデツトを設定した國がある。それは瑞典だ。瑞典のスウェ

スカ・ヤーゲラケル工業會社 (Svenska Kugellagerfabriken Aktiebolaget) と云へばボールベアリング製造では世界有數の大工場で、SKFの名で通じる

と、我が三井物産がMBKであるほど有名の會社である。日本は貴氏の日本精工などで作つて木のボールベアリングは、高橋是賀が極めて小規格で軍用の一端を製作するに止まる。現に昨年中ボールベアリングの輸入は一千九百萬圓に達し、内一千四百萬圓の部を輸入するに困難ならしめた。しかしボールベアリングは品であつた。折しも我が爲替管理の強化は、SKFとの契約全般にタクニカル上問題に陥るに

切大約

は SKFの意

Fの軍需會は進んで日本に
契約デットを設定し、無償保付で
品全部を日本に送り軍需品
としてのボーナルヘアリングを

「都合のつき次第支拂」の約束
で貿易をやつた。可笑しいこと
は、SKFは日本では日獨協商
の爲に苦しめられたのに、今度
は、SKFは日本では日獨協商
の爲に苦しめられたのに、今度
仇を恩で返した形である事であ
る。それは獨逸のオソト・フル
會は

II 满洲

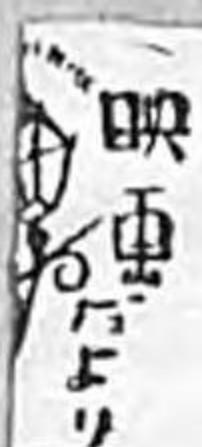
大豆とバータ

契約で三千五百萬圓の機械と機
械を賣み瑞典のS・K・F品
を輸入して丁度で非常に苦
しんだのは、ツイ一昨年の事で
ある、それだのに日本の軍備に
支障はあつてはならぬと自らク
レデットを設定して範を諸國の
機械商に示した、英米佛蘇は致
ししないとしても、同盟などと
親類にする獨伊などは瑞典に

必要部分品である。するとSK
Fの軍需會は進んで日本に
契約デットを設定し、無償保付で
品全部を日本に送り軍需品
としてのボーナルヘアリングを

7月8日
夕刊

東京夕刊新報



△銀映
劇 (八日)
清水空

序幕、竹久夢幻の家・寺の裏手
二幕寄居の榮園・夜ふけの河岸
通、三葉麻布溝口の家・教説の
家の二階、四葉待合のはなれ、
大説、溝口家の二室、教説の家
寄居の壁屋口



△歌舞伎座
(伊井響)狂言
歌舞行 諸一の出番は
第四、一湯船

長嶋巴口 松永和八主催で十一
日夕バ時半より有樂町電氣俱樂
部に開催

戦果擴大に伴ひ 英米の態度急轉 クレデット問題捲進か

（二）

7月8日
夕刊

東京夕刊新報

戦果擴大に伴ひ

英米の態度急轉

クレデット問題捲進か

我が長期懸案對策の核心をなす物資政策に必死となりつつある政府は軍需資材の供給確保に重點を置き需給計畫を樹立し實行に移すべき努力が中であるが、この需給計畫の概要をなす用意御賀の供給方策について池田藏山は近衛首出、宇垣外相との間に重大腹説を示し側面説を重ねる一方外交機關を駆使して在大英美實施に関する打診を行はしめつづけたが、戰局の進展に伴ひ東亞観王としての實力は中外に力強く認識せられつゝあり、列國が財政権掌握の方法として、早くも英米が財政権に見切りをつけ翌日慶度或は財政力への一大轉換をなさんとするの機運が漸次濃厚となり來つた。

英國の如きは社日クレーリー大使をして宇垣外相に若し日本側に於て必要ある場合は物資供給のため由當領の對日クレデット設定に欣然應するの用意ある旨を聲明したと傳へられ、米國に

までも直轄と御見子をもつて解され、對日海軍による在支艦隊の完全なる保護を求むべきであるとの輿論が、遼寧朝野の間に擴大・有力化しつゝあると言はれ、英米の對日態度が急角度の転換を示唆しつゝある模様であり、帝國の接觸如何によつては、英米に一大クレデフト設立の可能性が増大したものと見られ、帝國政府が物資供給に因する協約締結を決定正式接觸に移した場合は、比較的容易に實現し得るに至るのでないかと言はれ、油田競相の決戦如何によつては、急其速體化するものと見られるに至つた。

然して政府がクレデフト設定交渉にのり出し重要物資の輸入を増大せしめることとなれば、長財政策は益々強固となるものである。クレデフト問題に對し慎重を期しつゝある政府今後の態度は、観る注目されてゐる。

7月9日
2144

英米の対日態度急轉 一大クレヂツト設定か

我が政府慎重を期す



長期戦闘策として政府は国内の物資調整を主眼に過度供給、消費の兩方面より強力なる統制策を講じ、日々その實行に移りつゝあるが、政府は更にこれを強化すべく寄々商議を重ね、各方面よりその成行を重望されて居たところ、廣開するに大型船の如き大方賃の下に所期の目的を達成せしむるものゝ如くである。

今回の事態に対し、最近第三國が對支艦隊の方法として早くも英國が將政権に見切りをつけ、日露度或は日英協力への一大轉換をなさんとする變遷が厥次演じとなり、英國の如きは即日クレードギー大使をして宇垣外相に、若し日本に於て必要ある場合は物資供給の爲に相當額の對日クレヂツト設定に關する用意ある旨を聲明したとも傳へられ、又米國に於ても帝國の態度方針が厥次諒解され、對日協力による在支利益の完全なる保護を求むべきであるとの理論が擱頭し、英米の對日態度が急角度の轉換に向ひつある様様であるとの見解から、我が國の折衝如何によつては英米に一大クレヂツト設定の可能性があると見らるゝに至つた、其處で近衛首相、宇垣外相、池田藏相の三者は頗來密に重大商談を重ね、物資供給に關する協定を條件に、英米に向ひて正式にクレヂツト設定を交渉する構図である、而して英米兩國に對し、政府がクレヂツト設定交渉に際出し重要物資の輸入を増大せしむることとなれば、長期對抗は益々強固なものであり、クレヂツト問題に對し懼惧を期しつゝある、政府今後の態度は頗る注目されて居る。【眞眞は宇垣外相】

安寧注目

(七月九日)

東京朝報

7月8日

16.013



映画

「より

△銀座映

劇(八日)

清水宏

監督・脚

大寺伸

戦果擴大に伴ひ 英米の態度急轉 クレデット問題捲進か

我が長期應戰政策の核心をなす物
をせしめるところがなければ長期的見り
益々強固となるものである、クレ
デット問題に對し慎重を期しつゝ
ある政府今後の態度は頗る注目さ
れてゐる

家の一室、四幕油の壺、律合壺
枕の二階、大蔵、數寄屋町の藝
者家、谷中瑞祥寺の傍、池の端
明治座
(猿之助、八重子合同
劇)第三「精忠記」の場
割は

序幕、竹木敷情の家、寺の裏手
二幕寄席。望屋、夜ふけの河岸
通、三興麻布溝口の家、紋清の
家の二階、四幕待合のはなれ。
大蔵、溝口家の一室、紋清の家
寄席の望屋口

要 索 注意

(七月七日)

區 分	受信者名	發 信 月 日 時	取扱者名	日 月 付 受 及 號 省
警視廳電話	中島	2月23日 前後 2時30分	1	鶴見川 (佐藤) 12月25
神奈川府電話	横田	1月7日 前後 2時30分	10A	明治橋 (柳川) 12月30
愛知縣電話	中山	1月9日 前後 2時30分		
各廳府縣電報		月 日 前後 時 分		
各殖民地電報		月 日 前後 時 分		
東京遞信局電話		月 日 前後 時 分		

甲乙ノ種別

1384

案起

決判

月 文書課長

付局受

月第

施行

月號

月局送

月日

主查圖書課長

警保局長

事務官

大臣 次官

大 臣

理事官

第一電報案

年 月 日

警保局長名

警視廳總監
各廳府縣長官(除東京府知事)
—宛

新聞記事

取

締

二關スル件

本日午前未定時刻於於發生

号外

合議			
第號	第號	第號	第號
送受	送受	送受	送受
月月	月月	月月	月月
日日	日日	日日	日日

シタレ飛能行機事故ニ関スル記事ハ昭和

八年二月三日附通牒、軍用試作飛

行機ニ關スル記事差止ニ抵触スルモビ
件

キ闘ヌル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

干闘ヌル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

古事記傳
聖書傳

日本書
舊約全書

新約全書

中華書局影印

日本書
舊約全書

少者呈相移互

少者

多者

少者

多者

少者呈相移互
多者

少者呈相移互
多者

少者呈相移互
多者

外

軍司令部(中村寧曹) 8.2. 后 8.15

區 分	受信者名	發 信 月 日 時	取扱者名	省 號 及 付 受
警視廳電話	般上	8月1日 前後 7時60分	中山	
大阪府電話		月 日 前後 時 分		
愛知縣電話		月 日 前後 時 分		
各廳府縣電報 各殖民地		8月2日 前後 7時50分	洲廣	
東京遞信局電話	理口	8月2日 前後 7時50分	洲廣	

甲乙ノ種別

案起 昭和十三年 八月二日 付局受
 決判 月 文書課長
 主查 圖書課長
 警保局長 月號
 事務官 局送
 理事官 月
 施行 月
 日

大臣

次官

警保局長

主查 圖書課長

事務官

理事官

第一電報案

圖書課

警保局長名

年 月 日
 警視廳監督
 各廳府縣長
 (除東京府知事)
 警察部長

宛

新聞記事

取締

二關スル件

氣象當弓之於天、本月二日ヨリ本州全土其

四

務

省

合議		
第號	第號	第號
送受月日	送受月日	送受月日

他氣象報道、制限ヲ実施シタルガ其ノ要

領ハ去ル五月下旬東都、海陸實施セラレルモ

ノト界同様ナルモ新聞紙朝刊、當日、天氣

豫報ヲ掲載スルハ認メテレアリ、詳細ハ地方氣

ニ關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

ニ關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ_{懇談}相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

象當司ト打合、上若ニ公表セサル事項ヲ掲載
シテルモノアラバ速ニ注意ヨ共ヘ、尔後掲載セザル様
可然指遵守相成度

社會萬外

八月六日

中央氣象台よりの希望通達

八月二日よりある間 天気圖全圖概

況各地 溫度及天氣予報の新聞の

掲載が禁止され

但新刊にある日の天氣予報を掲載す

る事を許さぬてある方の業とか

実施された事は孰ては一切記事を
掲載され候るに留意せられ左し

氣象台

大佐技師

宮内事務官

二〇午前九時ヨリ朝鮮、九州、四國及本州

全土ニ氣象報道制限ガ實施サレタ

要領ハ去ル五月下旬實施セラレタシモノト同様

ナモ新聞報刊ニ當ルヨリ報道權載乞トシ特

内
蒙
省

記
入

内務省

氣象台 大谷技師

宮内事務官宛

二〇午前〇時ヨリ朝鮮、九州、四國及ビ
本洲全土ニ氣象報道セイゲンガ実施サ
レタ事領ハ去ル五月下旬實施セラレタルモノ
ト同様ナルモ新聞朝刊ニ当日ノ豫報ラ
ケイサイスル事ヲ特ニ認ム

(八月二〇午前〇時五十分未)

丙

案起昭和十三年八月十九日

施行月日

主任



圖書課事務官印



差止内示第六号

年月日 警保司圖書課長

事言



警視庁檢閱課長
各府縣特高課長 宛

新聞記事差止事項、内示内示、关系件